

令和6年度 第8回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和6年度第8回農業委員会総会日程表

日 時 令和6年11月6日(水) 午後1時30分～
場 所 JAうま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤信

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(貸借)の承認について
- 日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)の承認について
- 日程第8 議案第6号 農地台帳登載申請について
- 日程第9 議案第7号 非農地判断について
- 日程第10 議案第8号 非農地証明願について
- 日程第11 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

出席委員(15名)

- | | | | |
|----------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 3 森川雅之 | 4 石川光男 | 5 押条和司朗 |
| 6 尾崎之隆 | 7 池田忠志 | 8 篠永賢二 | 9 星川俊夫 |
| 10 河村久仁彦 | 11 坂上宏 | 12 眞鍋晴豊 | 14 高橋藤信 |
| 16 村上佳清 | 17 寺尾悟志 | 19 石川武将 | |

出席農地利用最適化推進委員(20名)

- | | | | |
|-------|--------|--------|---------|
| 2 石川茂 | 3 山下宏二 | 4 星川久和 | 6 佐藤保之 |
| 7 宇高勉 | 8 鎌倉静夫 | 9 竹本正行 | 10 喜井仁志 |

11 村上 紘一 12 石川 繁 13 紀井 正明 15 三好 昇
18 伊藤 浩一 19 萩尾 博 20 高橋 秀典 21 越智 寧
22 近藤 良啓 23 河村 嘉男 24 竹内 正篤 25 鈴木 敏也

欠席委員（3名）

13 鈴木 博美 15 鈴木 和治 18 則友 祝幸

欠席農地利用最適化推進委員（5名）

1 脇 純樹 5 高橋 忠明 14 受川 清男 16 合田 篤夫
17 鈴木 一郎

出席した職員

事務局長 森 實 大 次 長 三宅 栄一 次 長 石川みちる
係 員 藤田 兼弥

第8回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和6年11月6日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、15名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第8回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

13番 鈴木 委員

15番 鈴木 委員

18番 則友 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

1番 脇 委員

5番 高橋 委員

14番 受川 委員

16番 合田 委員

17番 鈴木 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、
6番 尾崎 委員、7番 池田 委員 を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、
を議題といたします。

議 長 報告を求めます。石川 次長

石 川 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」につい
て、報告いたします。

番号1の案件については、令和6年7月31日解約。

番号2の案件については、令和6年9月25日解約。

番号3の案件については、令和6年9月20日解約。

番号4の案件については、令和6年10月1日解約。

番号5の案件については、令和6年10月1日解約。

番号6の案件については、令和6年10月16日解約。

番号7の案件については、令和6年10月16日解約。

以上、7件の解約通知がありましたので報告いたします。

議 長 以上で、報告を終わります。

議 長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」につい
て、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 次長

石 川 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」につい
て、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満

たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、10月11日に地元推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号2の案件については、贈与による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は果物の栽培を予定しています。

番号3の案件については、売買による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、10月10日に地元推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号4の案件については、小作地開放です。所有権を買い取り、経営の安定を目指すもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号5の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は里芋の作付けを予定しています。

番号6の案件については、小作地開放です。所有権を買い取り、経営の安定を目指すもので、許可後は水稻の作付けや果樹の栽培を予定しています。

番号7の案件については、売買による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、10月17日に地元農業委員、推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号8と番号9の案件については、受人が同一法人であるため一括して説明します。

受人は適格法人に認定された法人で、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号10の案件については、売買による所有権移転です。受人は、本申請で新

たに農地を取得する新規就農者であるため、10月21日に地元農業委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後はさつま芋の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、10月11日にヒアリングと現地確認を行いました。

申請地は自宅の近隣にある農地で、受人は農業に興味があり、地域の方より農作業の指導を受けながら、10年ほど家庭菜園で野菜の栽培をしています。作物は、自家消費用の野菜を考えており、農機具は、耕運機や草刈り機等を所有しているほか、トラクターの購入を考えています。従事日数、地域の水路清掃等への参加や役割を行うことを確認しました。今後も野菜の栽培をするとのことなので問題ないと思います。なお、規模の拡大については、軌道に乗るようであれば考えるそうです。

議長 続きますして2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、10月10日にヒアリングと現地確認を行いました。

申請地は自宅の近隣にある農地で、農作業については、20年間実家の手伝いをしてきた経験があり、作物は、自家消費用の米の作付けを考えています。

農機具は、トラクター、田植え機、コンバインを実家から借りる予定です。従事日数、地域の水路清掃等への参加や役割を行うことを確認し、継続して農作業を行う意欲もありますので、問題ないと思います。なお、規模の拡大については考えていません。

議長 4番

委員 異議ありません。

議長 5番

委員 異議ありません。

議長 6番

委員 異議ありません。

議長 7番

委員 受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、10月17日にヒアリングと現地確認を行いました。

申請地は自宅裏にあり、自家消費用の野菜の栽培を予定しています。農作業の経験はありませんが、農業に精通している知人に指導や助言を受けながら耕作していくということです。農機具については、農業を営んでいる近くに住む兄から、トラクターや耕うん機を借りる予定です。従事日数や周辺地域との連携、また、今後も継続して耕作していくことを確認しましたので、問題ないと思います。

議長 8番

委員 異議ありません。

議長 9番

委員 異議ありません。

議長 10番

委員 受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、10月21日にヒアリングと現地確認を行いました。

申請地は受人の農機具倉庫の隣にある農地で、農作業については、幼少期から農業の手伝いをしており耕作経験を持っています。作物は、さつま芋や野菜を考えおり、農機具は、トラクター、耕運機、草刈り機等を所有しています。従事日数、地域の共同利用施設の取決めの遵守や鳥獣被害対策への協力等には積極的に参加していることを確認しましたので、問題ないと思います。今後、継続して野菜の栽培をするとのことですが、規模の拡大は考えていません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 石川 次長

石川 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理」について説明いたします。

2a 未満の農地をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合、農地法第4条第1項第8号の規定に基づき、許可は不要ですが、農業委員会への届出が必要となります。

番号1の案件については、農機具を保管する農業用倉庫を建設するための届出です。なお、既に造成し利用されていることから始末書が提出されています。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議長 番号1番について、質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理」について、原案のとおり受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり受理することに決しました。

議長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。藤田 係員

藤田 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は9件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件について、受人は印刷事業等を営む法人で、直近の業績好調による工場の拡大に伴い、従業員駐車場が不足し、駐車場の確保が急務となっ

たため、申請地を譲り受けての車両置場建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号2の案件について、受人は、現在借家住まいで、妻が経営している美容室も貸借しているため、将来を見据えて、生活環境が整った申請地を譲り受けての自己住宅兼店舗建築で、申請地は将来的に市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号3の案件について、受人は鉄筋工事業を営む法人で、事業拡大に伴い社用車駐車場用地が不足していることから、隣接する申請地を譲り受けての車両置場建設で、申請地は隣接地と一体的な同一事業の目的に供するため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号4の案件について、受人は申請地北側で製袋業を営む法人で、予てより従業員駐車場が不足していることから、申請地を譲り受けての露天駐車場建設で、申請地は第3種農地であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号5の案件について、受人は、家族の自家用車が増え、自家用駐車場を賃貸していることから、隣接する申請地を譲り受けての露天駐車場建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号6の案件について、受人は紙製品製造事業を営む法人で、今般、申請地の隣接地に関係会社の倉庫が建築予定であり、従業員用駐車場の確保が急務となったため、申請地を譲り受けての貸駐車場建設で、受人である法人から関係会社へ貸与するものです。申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号7と番号8については、受人が同一の法人であるため一括して説明し

ます。

受人は不動産賃貸業を営む法人で、住宅環境の整った同地域での住宅需要が高まっていることから、番号7の案件については、申請地を譲り受けての、また、番号8の案件については、申請地を借り受けての賃貸共同住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま。

番号9の案件について、受人は林業を営む会社役員ですが、会社の現場用プレハブ倉庫の仮置場が必要となったため、申請地を譲り受けての現場用プレハブ倉庫仮置場建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま。

なお、申請地は既に造成されているため、始末書が提出されています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 4番

委員 異議ありません。

議長 5番

委員 異議ありません。

議長 6番
委員 異議ありません。
議長 7番
委員 異議ありません。
議長 8番
委員 異議ありません。
議長 9番
委員 異議ありません。
議長 ほかに、質疑はありませんか。
委員 (「特になし。」との声)
議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
議長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
委員 (挙手全員)
議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。
議長 日程第6、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、を議題といたします。
議長 議案の説明を求めます。 藤田 係員
藤田 それでは、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、説明いたします。
番号1の案件については、10年間の賃貸借です。
番号2の案件については、5年間の使用貸借です。
番号3から5の案件については、再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 特に異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 異議ありません。

議 長 番号3から5番の再設定について質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、「支障なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 日程第7、議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 石川 次長

石 川 それでは、議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認」について、説明いたします。

番号1の案件については、旧農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画に基づく所有権移転です。同法については、一部を改正する法律が施行されておりますが、農用地利用集積計画に関する経過措置として、

令和7年3月31日まで従前の取扱いができることになっております。

受人である認定農業者が、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域内にある農地を取得するための申出で、取得後は、水稻の作付けを予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 採決に入る前に、番号1については、鈴木敏也委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、鈴木敏也委員の退席を求めます。

(鈴木 敏也 推進委員退席)

議長 議案第5号中、番号1、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)の承認」について、「支障なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、番号1は、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 鈴木委員の入室を許可いたします。

(鈴木 敏也 推進委員 入室・着席)

議 長 鈴木委員に報告します。鈴木委員関連案件の番号1については、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申することに決しましたので報告いたします。

議 長 日程第8、議案第6号、「農地台帳登載申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 藤田 係員

藤 田 それでは、議案第6号、「農地台帳登載申請」について、説明いたします。番号1の案件について、農地台帳登載申請があり、10月22日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 10月22日に現地を確認しました。

申請地は2年前から農地に復元しています。現在は野菜やミカンやイチジクの果樹が栽培され、農地として管理されており、今後も耕作することを確認しておりますので、農地台帳の登載について問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第6号、「農地台帳登載申請」について、原案のとおり農地台帳に登載することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり登載することに決しました。

議 長 日程第9、議案第7号、「非農地判断」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三 宅 それでは、議案第7号、「非農地判断」について、説明いたします。

番号1の案件については、申請者から、当該土地は河川に隣接した傾斜地で、現況は原野化しているとの申出があり、地元農業委員、推進委員とともに現地確認を行いました。

尚、今回「非農地」と判断された申出地については、所有者に「非農地通知」を発行することとなり、今後は農地法適用の対象外となります。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑に入ります。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 10月21日に現地確認をおこないました。申出地は河川に隣接して傾斜地であり、原野化しております。農地に復元することは困難であるため、「非農地」と判断することに問題はありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第7号、「非農地判断」について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、承認することに決しました。

議 長 日程第10、議案第8号、「非農地証明願」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三 宅 それでは、議案第8号、「非農地証明願」について、説明いたします。

番号1の案件について、申請地は、昭和26年以前から畜舎があり、その後も農業用施設が建てられ、宅地として利用されていたことから、非農地証明取扱要領に規定されている、1. 非農地証明の対象とする土地、(1)農地法が施行された日（昭和27年10月21日）前から非農地であった土地、に該当するため、非農地として取り扱うものです。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑に入ります。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 申請地には、牛舎や豚舎が昭和26年以前より建っており、現在も宅地として利用しています。農地法施行前から非農地であったので非農地として認定することに問題ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第8号、「非農地証明願」について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第8号は、承認することに決しました。

議 長 日程第11、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三 宅 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、説明いたします。

番号1の案件について、当該「道」は申請者の所有地間等にあり、所有地の有効利用のため、「道」の用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用するものです。なお、地元土地改良区の同意書が添付されています。

番号2の案件について、当該「道」と「水路」は申請者の所有地に隣接しており、現在、機能を喪失し利用されていないため、「道」と「水路」の用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用するものです。なお、地元土地改良区と利害関係者の同意書が添付されています。

番号3の案件について、当該「水路」は申請者の所有地間等にあり、所有地の有効利用のため、「水路」の用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用するもので、代替水路を寄付する予定です。また、地元土地改良区の同意書が添付されています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1について、質疑はありませんか。

委 員 現地を確認しました。当該「道」は申請者の所有地の間に所在しており、一体利用するため払い下げを受け、有効利用するものです。

地元土地改良区の同意も得られているため、用途廃止することは問題ないと思われま

議 長 番号2について、質疑はありませんか。

委 員 現地を確認しました。当該「道」と「水路」は利用されておらず、申請者の所有地と隣接しており、一体利用するため払い下げを受け、有効利用するものです。また、所有地へは農機具の進入が難しい場所ですが、払い下げを受

けることで隣接地の母所有の土地から進入が可能となります。

利害関係者や地元土地改良区の同意も得られているため、用途廃止することは問題ないと思われま

議長 番号3について、質疑はありませんか。

委員 10月30日現地を確認しました。当該「水路」は申請者の所有地の間に所在しており、一体利用するため払い下げを受け有効利用するもので、代替の「水路」を寄付する予定です。

地元土地改良区の同意も得られているため、用途廃止することは問題ないと思われま

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止」について、「廃止しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委員 (「特になし。」との声)

議長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。
これをもちまして、第8回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14 : 24)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高橋 藤信

委 員 尾崎 之隆

委 員 池田 忠志
